

2026（令和8）年度
東北大学法科大学院入学試験 一般選抜（後期）
試験科目：刑事法（刑法）

【設問】

以下の【事例】に記載された事実が真実であることを前提にして、X、Y及びZの罪責について論じなさい（特別法違反の罪は除く。）。

【事例】

1 X（22歳・男性・身長168cm・体重62kg）とY（22歳・女性・身長155cm・体重45kg）は、いずれもA大学の演劇部に所属していたが、実家からの仕送りが乏しく、生活費に困窮していた。2023年12月10日、XとYは、V（65歳・男性）が個人で経営している居酒屋B（以下「B」という。）で料理等を注文し、飲食した後、隙を見て、その代金を支払わずに逃走することを計画した。同日午後8時頃、上記計画を実行するため、XとYはBに赴いた。Bの店内で、Xは、上記計画を実行する意図で、飲食代金を支払う意思も、能力もなかったにもかかわらず、Vに対して、8000円相当の料理や酒（以下「本件料理等」という。）を注文した。Yは、Xの注文行為を見てだけで、自ら料理等を注文することはなかった。Vは、X及びYが退店するときに本件料理等の代金を支払ってくれると信じていたため、本件料理等をX及びYに提供し、XとYはそれらを飲み食いした。同日午後10時頃、VがBの店内にいた他の客との話に熱中しているのを見たXは、Yに対して、「おい、逃げるぞ。」と言うと、Bの店外に走り出た。それを見たYも、Xの後を追って、Bの店外に走り出た。XとYが本件料理等の代金を支払わずにBの店外に走り出たのを見たVは、Xらの後を追おうとしたが、右足首を痛めていたために、追いかけることができなかった。Vが追いかけてこないことを確認したXとYは、1週間後に行われるA大学演劇部の公演の練習をするために、C公園に向かった。C公園は、夜間はほとんど人がいなくなるため、これまでもXとYは、演劇の稽古をするための場所としてC公園をしばしば使用していた。

2 同日午後10時30分頃、C公園に着いたXとYは、演劇の稽古を始めた。演劇の稽古として、Xが台本に書かれたとおりにYの身体を軽く突いたところ、Yは自らの意思で、尻もちをつくように座り込み、台本に書かれていた「誰か助けて。この人に殺される。」というセリフを大きな声で発した。そのセリフを聞いたXは、Yに近づき、台本に書かれていた「俺はお前を許さない。お前を殺す。」というセリフを発すると、台本に書かれたとおりに、Yに馬乗りになり、その首をつかんだ。

3 同日午後10時30分頃、残業を終えたZ（35歳・男性・身長180cm・体重82kg）は、近道をしようと考え、いつもは通らないC公園の中に入り、自宅に向かって歩いていたところ、「誰か助けて。この人に殺される。」という女性の声を聞いた。Zは、女性が誰かに襲われているものと誤解し、女性を助けようと思い、声がした方向に向かって走ったところ、XがYに馬乗りになり、その首をつかんでいるのを見つけた。YがXに首を絞められ殺されそうになっていると誤解したZは、Yを助けようと考え、Xの方に駆け寄ると、XをYから引き離れた。ZはYに対して、「大丈夫ですか。」と声をかけ、Yを助け起こすと、Xの方を振り向き両手を差し出してXの方に近づいた。XはZの様子を見て、Zから攻撃されると考え、自己の身体を防御するために手を握って胸の前辺りにあげた。空手3段の腕前であったZは、Xの様子を見て、Xがファイティングポーズをとって、自分に殴りかかってこようとしていると誤解したため、自己の身体を守ろうと考えて、とっさにXの顔面に空手技である回し蹴りをした。格闘技等を習ったことがなかったXは、顔面に回し蹴りを受けた結果、受け身をとることができずに路上に転倒して頭蓋骨骨折の傷害を負い、8日後に当該傷害による脳硬膜外出血により死亡した。

以上